

資料編

1 策定の経緯

年 月 日	内容
令和5年4月20日	令和5年度刈谷市地域福祉計画策定部会設置
令和5年7月7日	刈谷市地域福祉計画懇話会委員公募委員決定
令和5年8月25日	令和5年度第1回刈谷市地域福祉計画策定部会 (1) 部会長選出 (2) 第4次刈谷市地域福祉計画の概要及び進捗について (3) 第5次刈谷市地域福祉計画の策定について
令和5年10月5日	平成5年度第1回刈谷市地域福祉計画懇話会 (1) 第4次刈谷市地域福祉計画の概要及び進捗について (2) 第5次刈谷市地域福祉計画の策定について
令和5年10月19日 ～11月7日	地域福祉に関する市民意識調査 ・ 18歳以上の市民 ・ 15～17歳の市民 ・ 自治会長、民生委員・児童委員
令和5年10月20日 ～11月10日	団体ヒアリング調査（調査シートによる調査）
令和5年11月29日 ～12月26日	団体ヒアリング調査（聞き取り調査）
令和5年12月7日	住民参加型会議（南部地区）
令和5年12月12日	住民参加型会議（中部地区）
令和5年12月15日	住民参加型会議（北部地区）
令和6年2月8日	令和5年度第2回刈谷市地域福祉計画策定部会 (1) 各調査結果等の報告について ア 地域福祉に関する市民意識調査の結果 イ 団体ヒアリング調査の結果 ウ 住民参加型会議の実施報告 エ 各調査結果等からみえる課題とまとめ (2) 今後のスケジュールについて

年 月 日	内容
令和6年3月18日	令和5年度第2回刈谷市地域福祉計画懇話会 (1) 各調査結果等の報告について ア 地域福祉に関する市民意識調査の結果 イ 団体ヒアリング調査の結果 ウ 住民参加型会議の実施報告 エ 各調査結果等からみえる課題とまとめ (2) 今後のスケジュールについて
令和6年4月23日	令和6年度刈谷市地域福祉計画策定部会設置
令和6年7月2日	令和6年度第1回刈谷市地域福祉計画策定部会 (1) 部会長選出 (2) 第4次刈谷市地域福祉計画の事業取組状況等調査結果について (3) 第5次刈谷市地域福祉計画の骨子案について (4) 今後のスケジュールについて
令和6年8月1日	令和6年度第1回刈谷市地域福祉計画懇話会 (1) 第4次刈谷市地域福祉計画の事業取組状況等調査結果について (2) 第5次刈谷市地域福祉計画の骨子案について (3) 今後のスケジュールについて
令和6年10月4日	令和6年度第2回刈谷市地域福祉計画策定部会 (1) 第5次刈谷市地域福祉計画の素案について (2) 今後のスケジュールについて
令和6年10月28日	令和6年度第2回刈谷市地域福祉計画懇話会 (1) 第5次刈谷市地域福祉計画の素案について (2) 今後のスケジュールについて
令和6年12月2日 ～令和7年1月6日	パブリックコメントの実施
令和7年1月14日	令和6年度第3回刈谷市地域福祉計画策定部会 (1) パブリックコメントの結果について (2) 第5次刈谷市地域福祉計画の最終案について
令和7年1月29日	令和6年度第3回刈谷市地域福祉計画懇話会 (1) パブリックコメントの結果について (2) 第5次刈谷市地域福祉計画の最終案について

2 刈谷市地域福祉計画懇話会

(1) 刈谷市地域福祉計画懇話会設置要綱

(設置)

第1条 刈谷市地域福祉計画に関し、市民の意見を反映させるため、刈谷市地域福祉計画懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、刈谷市地域福祉計画の策定、推進及び見直しについて意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 地域住民の代表者

(2) 各種団体の代表者

(3) 学識経験を有する者

(4) 関係行政機関の代表者

(5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、福祉健康部福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 刈谷市地域福祉計画懇話会委員名簿

団体等名	役職等	氏名	備考
愛知教育大学	准教授	佐野 真紀	会長
刈谷市自治連合会	会長	深谷 康生	令和5年度
		深谷 光秀	令和6年度
刈谷市民生委員・児童委員連絡協議会	会長	中村 祐子	
刈谷市ボランティア連絡協議会	会長	富田 宜弘	令和5年度
		矢田部 寿子	令和6年度
刈谷市身体障害者福祉協会	会長	石川 恵美子	
子育てネットワーカー刈谷「エンゼル」	代表	箕浦 ひろみ	
北部地区社会福祉協議会ハートの会	会長	大矢 睦子	令和5年度
北部地区社会福祉協議会	会長	山村 実	令和6年度
南部地区社会福祉協議会	会長	羽谷 周治	会長職務代理者
中部地区社会福祉協議会	会長	面高 俊文	
刈谷市赤十字奉仕団	副委員長	加藤 裕子	
刈谷市社会福祉協議会	会長	杉浦 芳一	
刈谷市いきいきクラブ連合会	会長	早川 清巳	
刈谷市子ども会連絡協議会	専務理事	永田 美登里	
刈谷市民ボランティア活動センター	センター長	米田 正寛	
刈谷市立刈谷特別支援学校	校長	薬丸 貴之	
刈谷市民	公募委員	塚本 裕章	
刈谷市民	公募委員	水谷 さわ子	
刈谷市役所福祉健康部	部長	加藤 雄三	令和5年度
		加藤 直樹	令和6年度

第5次刈谷市地域福祉計画
刈谷市成年後見制度利用促進計画・刈谷市再犯防止推進計画

令和7年3月

発行：刈谷市・刈谷市社会福祉協議会

刈谷市福祉健康部福祉総務課・生活福祉課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL 0566-62-1012／FAX 0566-24-3481

TEL 0566-62-1038／FAX 0566-24-2466

URL <https://www.city.kariya.lg.jp>

社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会

〒448-0024 刈谷市下重原町3丁目120番地

TEL 0566-29-0888／FAX 0566-27-0678

URL <http://www.kariyashi.jp>



KARIYA